（令和5年度版）

障がい福祉ガイドブック

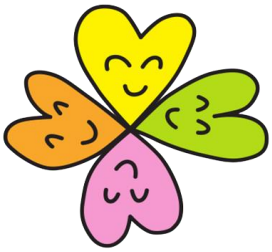

八代市障がい者サポーター
シンボルマーク

八代市

はじめに

この冊子は、八代市にお住まいの障がいのある方やそのご家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るさまざまな本市のサービスを盛込んでいます。

本冊子が、障がいのある方やそのご家族の方の暮らしのガイドになるとともに、多くの方に障がい者福祉について考えていただくきっかけになれば幸いです。

なお、本冊子の掲載内容については、編集後の制度改正などから事業の内容が異なる場合があります。最新の情報については、各項目の二次元バーコードによりご確認ください。

また、各制度の対象者や自己負担については、一般的内容を記載していますので、各制度の利用を検討される場合は、それぞれの「問い合せ先」や「窓口」に内容を十分確認されますようお願いいたします。

「障がい」の表記について

本冊子では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがな表記にしています。

「害」という字は、身体障害者福祉法制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限上、使用できなくなったため、代わりに使用されるようになったとされています。しかし、この字は、「害悪」「公害」等否定的で「負」のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあり、かかる理由から適切ではないと考えます。

この表記が、必ずしも一番適切な表現であるとは言えないかもしれませんが、少しでも障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進するという観点からも改めることとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

情報の見方

ここでは、対象となる障がいの種類等を表しています。
内容によっては障がいの種別や等級などの要件がありますので、本文も必ずご確認ください

〇〇購入費の助成

身 療 精 難 他

- 身 身体障害者手帳をお持ちの方
- 療 療育手帳をお持ちの方
- 精 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難 難病患者の方
- 他 上記以外にそれぞれの制度の要件を満たす方

お問い合わせの際は、こちらに書かれている項目名をお伝えいただくとスムーズです

相談

- 障がい福祉に関する相談支援…… 1
- 福祉サービス利用に関する相談支援…… 1
- 障がい者虐待防止センター…… 1
- 仕事についての相談…… 2
- 発達障がいについての相談…… 2
- お子さんの発達についての相談…… 2
- 障がい者相談員…… 2
- 市民相談室…… 3

障がい者手帳の交付

- 身体障害者手帳…… 4
- 療育手帳…… 5
- 精神障害者保健福祉手帳…… 6
- 障がい者に関するマーク…… 7

日常生活の支援

- 障害者総合支援法と障害福祉サービス…… 8
- 障害福祉サービス等の種類…… 9
- 障害福祉サービスを利用するまでのながれ…… 11
- 障害福祉サービスを利用したときの費用…… 12
- 訪問入浴サービス…… 13
- 移動支援…… 13
- 地域活動支援センター…… 14
- 日中一時支援事業…… 15
- 障害児通所支援…… 16
- 障害児入所支援…… 16
- 障害児通所支援を利用するまでのながれ…… 17
- 障害児通所支援を利用したときの費用…… 18

手当・年金

- 特別児童扶養手当…… 19
- 障害児福祉手当…… 20
- 特別障害者手当…… 20
- 児童扶養手当…… 21
- 障害基礎年金…… 21
- 障害厚生年金…… 22
- 熊本県心身障がい者扶養共済制度…… 22
- 生活福祉資金貸付事業…… 22

医療制度

- 自立支援医療制度（精神通院医療）…… 23
- 自立支援医療制度（更生医療）…… 24
- 自立支援医療制度（育成医療）…… 25
- 重度心身障がい者医療費助成…… 26
- 指定難病の医療費助成…… 26
- 小児慢性特定疾病の医療費助成…… 26

その他の助成

- 自動車運転免許取得費の助成…… 27
- 自動車改造費の助成…… 27
- 緊急通報装置のレンタル…… 27
- 在宅の方への住宅改造経費の助成…… 28

福祉用具

- 日常生活用具…… 29
- 補装具…… 31
- 軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成…… 32
- 在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成… 32

税の減免制度

- 所得税・住民税の障害者控除…… 33
- 相続税の障害者控除…… 33
- 軽自動車税の減免…… 34
- 普通自動車税の減免…… 35
- 少額貯蓄の非課税制度（マル優）…… 35

料金の割引制度やサービス等

- NHK放送受信料の減免…… 36
- 有料道路通行料の割引…… 36
- タクシー運賃の割引…… 37
- バス運賃の割引…… 37
- 航空運賃の割引…… 37
- JR九州運賃の割引…… 37
- 八代市立施設の使用料の減免…… 38
- 肥薩おれんじ鉄道の運賃割引 38
- 携帯電話の割引…… 38
- 映画鑑賞料の割引…… 38
- 青い鳥郵便葉書の無償配布…… 38

その他のサービス

- 障がい者等用駐車場の利用証…… 39
- 駐車禁止区域における駐車…… 40
- やつしろバリアフリーマップ…… 40
- NET119緊急通報システム…… 40
- 郵便による投票…… 40
- 車いすの無料貸出…… 41
- 点字・録音図書の郵送貸出…… 41
- 成年後見制度…… 41
- 地域福祉権利擁護事業…… 42
- 避難行動要支援者登録制度…… 42
- 手話や要約筆記によるコミュニケーション支援… 42
- 失語症の方へのコミュニケーション支援…… 43
- 八代市障がい者サポーター制度…… 44
- 施設の連絡先一覧 45

障がい種別・等級別　該当制度一覧

※障がい者手帳の「等級」や「障がい名」をご確認ください

○：おおむね該当

（年齢や所得の制限がある場合があります。本文を確認のうえ直接お問い合わせください。）

△：一部該当（本文を確認のうえ、直接お問い合わせください）

障がい者手帳の種別・等級		手当・年金							医療制度				その他の助成・福祉用具						
		特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	児童扶養手当	障害年金	熊本県心身障がい者扶養共済制度	生活福祉資金貸付事業	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	重度心身障がい者医療費助成	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造経費の助成	緊急通報装置のレンタル	在宅の方への住宅改造経費の助成	日常生活用具	補装具	聴覚障がい児への補聴器購入費の助成
掲載ページ		19	20	20	21	21 22	22	22	23	24	25	26	27	27	27	28	29	31	32
身体	1～2級	中度以上の障がいのある児童を扶養している方	日常生活に常に介護が必要な在宅の方	日常生活に常に特別の介護が必要な在宅の方	父または母が一定の障がいの状態にある児童	国民年金法による障がい等級表の1～2級該当者	○	△	指定医師の意見書による			○	○		△	△			軽度・中程度の聴覚障がい児
	3～6級						○	△					○		△				
	視覚									△	△						△	△	
	聴覚・平衡機能									△	△						△	△	
	音声・言語・そしゃく									△	△						△	△	
	肢体不自由									△	△			△			△	△	
	心臓機能									△	△						△	△	
	じん臓機能									△	△						△	△	
	呼吸器機能									△	△						△	△	
	ぼうこう・直腸機能									△	△						△	△	
	小腸機能									△	△						△	△	
	免疫機能									△	△						△	△	
	肝臓機能									△	△						△	△	
療育	A1・A2						○	△				○	○		△	△	△		
	B1・B2						○	△					○				△		
精神	1級						○	△				○	○		△	△			
	2～3級						○	△					○			△			

障がい者手帳の種別・等級	税の減免				料金の割引制度やサービス等								その他のサービス							
	所得税・住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・軽自動車税の減免	少額貯蓄の非課税制度	NHK放送受信料の減免	有料道路通行料の割引	タクシー・バス・航空運賃の割引	JR九州・肥薩おれんじ鉄道の運賃割引	携帯電話の割引	映画鑑賞料の割引	八代市立施設の使用料の減免	青い鳥郵便葉書の無償配布	障がい者用駐車場の利用証	駐車禁止区域における駐車	郵便による投票	点字・録音図書の郵送貸出	地域福祉権利擁護事業	避難行動要支援者登録制度	手話や要約筆記によるコミュニケーション支援	失語症の方へのコミュニケーション支援
掲載ページ	33	33	34 35	35	36	36	37	37 38	38	38	38	38	39	40	40	41	42	42	42	43
1~2級	○	○		○	△	○	○	○	各社の基準による	各映画館の基準による	各施設の基準による	○			△		判断能力が十分でない方	災害時の避難に支援を希望する方		
3~6級	○	○		○	△	○	○	○							△					
視覚			△		△								△	△	○	○				
聴覚・平衡機能			△		△								△	△					○	
音声・言語・そしゃく			△																○	△
肢体不自由			△										△	△	○					
心臓機能			△										○	△						
じん臓機能			△										○	△						
呼吸器機能			△										○	△						
ぼうこう・直腸機能			△										○	△						
小腸機能			△										○	△						
免疫機能			△										○	△						
肝臓機能			△										○	△						
A1・A2	○	○	○	○	△	○	○	○				○	○	○			○			
B1・B2	○	○		○	△		○	○									○			
1級	○	○	○	○	△		△	△					○	○			○			
2~3級	○	○		○	△		△	△									○			

相談

障がい福祉に関する相談支援（無料）

こんなとき	障がい者手帳の申請方法、どんな福祉サービスが利用できるのか、ヘルパーを頼むときの手続きが知りたい、申請書の書き方を教えてほしい、就職する前に訓練を受けたいなど、日常生活や福祉サービスの利用について相談できます（相談支援事業）		
相談先	（主に身体障がいに対応） かんねさこ荘相談支援事業所	（主に精神・知的障がいに対応） 地域生活相談支援センター すまいる	氷川学園相談支援事業所 風舎
	松江本町5-15	田中西町11-2	氷川町宮原1167-2
	月～金（祝日を除く） 8時半～17時半	月～土（祝日を除く） 9時半～17時	月～金（祝日を除く） 8時半～17時半
	電話 45-9012 相談員 080-1786-6955 FAX 45-9013	電話 45-9956 FAX 45-9956	電話 62-4081 相談員 090-5730-7102 FAX 62-4081
問合せ	障がい者支援課　電話 35-0294		

福祉サービス利用に関する相談支援（無料）

こんなとき	福祉サービス（障害福祉サービス、障害児通所支援等）はどんなものがあるのか、利用するためにはどうしたらいいのかなどの相談ができます また、福祉サービスを利用する際の計画作成を行います（計画相談支援）
相談先	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（45ページ）

障がい者虐待防止センター

こんなとき	障がいのある方への虐待に関する通報や支援に関する相談ができます
相談先	八代市障がい者虐待防止センター（障がい者支援課内）　電話 35-0294

相談

仕事についての相談(無料・原則予約制)

こんなとき	働きたいけどどうしたらいいかわからないなど、障がい者の就労や就労に伴う日常生活のことについて相談できます
相談先	熊本県南部障害者就業・生活支援センター　結　電話　35-3313　(45ページ)

発達障がいについての相談(無料・予約制)

こんなとき	発達障がい者(児)やその家族が生活上のことや学校生活、就労等について相談できます
相談先	熊本県南部発達障がい者支援センター　わるつ 電話　62-8839　(45ページ)

お子さんの発達についての相談(無料・予約制)

こんなとき	集団活動が苦手、言いたいことがうまく伝えられないなど、お子さんの発達や関わり方等について、家族やその支援者が相談できます
相談先	児童発達支援センター　のぞみ　電話　080-1782-3664　(45ページ)

障がい者相談員(無料)

こんなとき	自身が障がい者又は家族に障がいがある方が、経験に基づくアドバイスを受けたい場合など
相談先	八代市が委嘱している身体と知的に関する相談員(45ページ)

相談

市民相談室（無料）

こんなとき	困っていることや悩みごとについて相談できます		
相談項目	市民生活 女性の悩みごと ひとり親自立支援	開庁日 9:00～17:00 ※市民生活相談は 15:45 まで 電話 33−4452	常駐の相談員が対応します
	消費生活センター	開庁日 9:00～17:00 ※木曜日のみ 9:00～19:00 電話 33−4162	
	弁護士法律相談（要予約） 司法書士法律相談 行政なんでも相談 社会保険労務・労働相談 遺言相談 税務相談 身体障がい者相談 人権・心配ごと相談 成年後見制度相談 多重債務相談 建築相談 入管問題相談	弁護士法律相談のみ事前予約制です 相談日と時間についてはお問い合わせください	各分野の専門家が対応します
問合せ	市民活動政策課　電話 33−4482		

障がい者手帳の交付

身体障害者手帳

身

概要	身体に障がいのある方が、各種の公的なサービスを受けるなど、福祉の増進を図るために交付されるものです
対象者	身体に永続的な障がいのある方
区分	程度が重いほうから1級から6級まで
所要期間	申請から交付まで、約2カ月（場合によってはこの限りではありません）
受取	手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	写真 ※1	診断書 ※2	手帳	個人番号
新規	○	○		○
再認定	○	○	○	○
障害程度変更・障害名追加	○	○	○	○
氏名・居住地の変更			○	○
紛失・破損	○			
死亡・非該当			○	

【申請に必要なもの】

※1【**写真**】
縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの

※2【**診断書**】
県の指定医師が作成したもの（かかりつけ医とは異なる場合があります）

●様式は、県のホームページまたは市役所窓口にあります

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 補足 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊

診断書の等級が **1・2級** の方は重度心身障がい者医療費助成制度も申請できます

障がい者本人の通帳と保険証もお持ちください

※重度心身障がい者医療費助成制度
（P26参照）

身体障害者手帳が交付されるまで

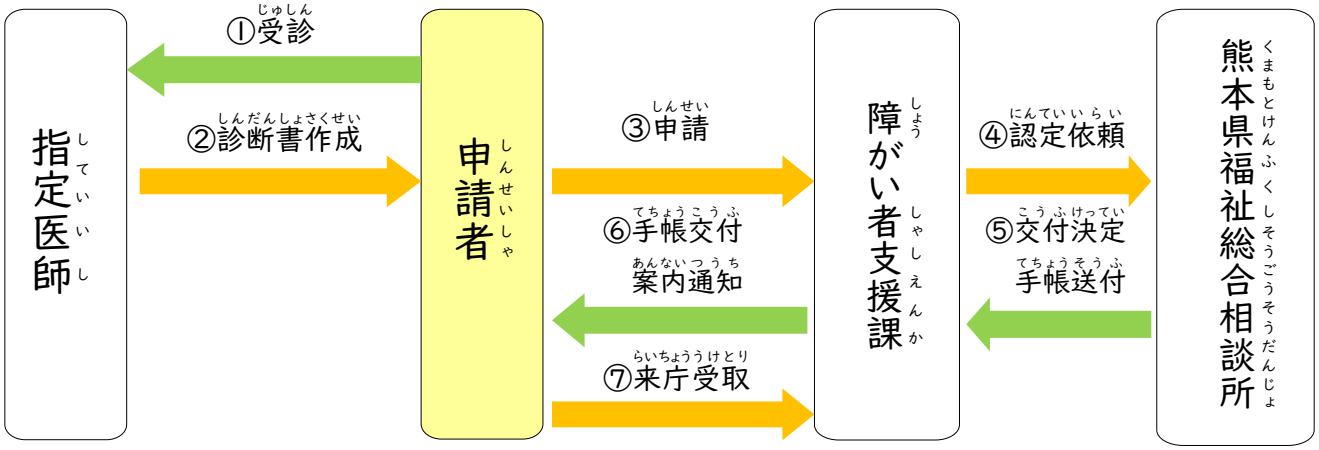

障がい者手帳の交付

療育手帳

療

概要	知的障がいのある方が、各種の援助や相談を受けるなど、福祉の増進を図るために交付されるものです
対象者	知的障がいのある方で日常生活や社会生活に支障がある状態が18歳になるまでに現れた方
区分	程度が重いほうからA1、A2、B1、B2
所要期間	申請から交付まで、約3か月（場合によってはこの限りではありません）
申請前	手帳の申請前に知能・発達検査を受ける必要はありません。検査を事前に受けられた方は検査結果を面接時にお持ちください
受取	手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	写真 ※1	手帳	個人番号
新規	○		○
更新（再判定）	○	○	○
紛失・破損	○		
氏名・居住地の変更		○	
死亡・非該当（返還）		○	

※1【写真】
縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの

【面接】
18歳未満の方は八代児童相談所
（熊本県八代総合庁舎内）
18歳以上の方は熊本県福祉総合相談所
（熊本市東区）

療育手帳が交付されるまで

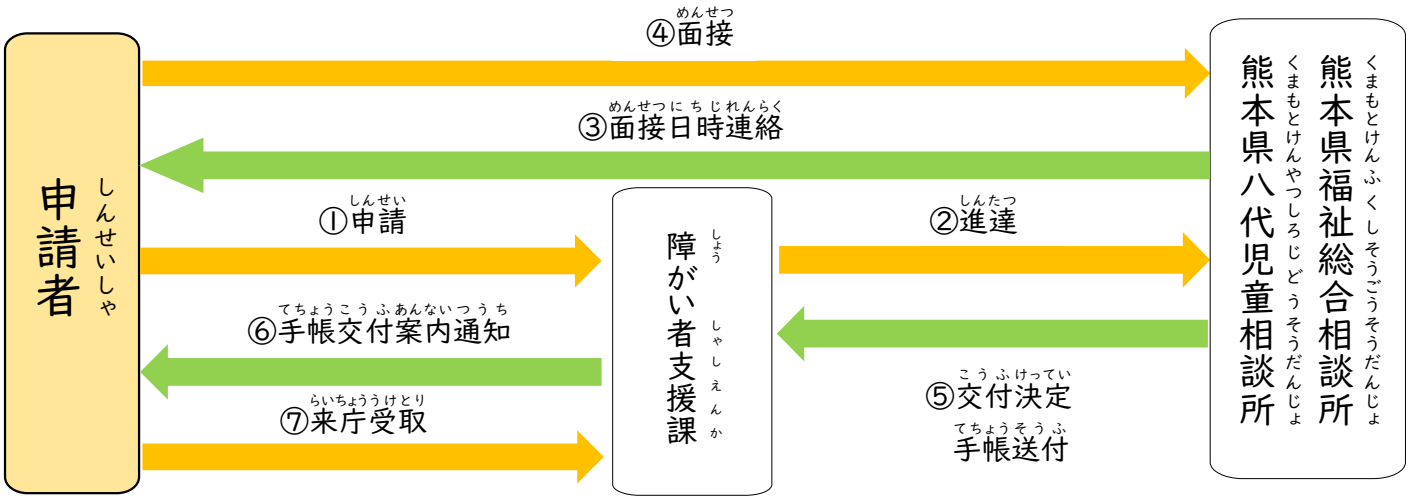

障がい者手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳

精

概要	一定の精神障がいの状態にある方の社会参加・社会復帰・自立を促進するために交付されるものです
対象者	精神疾患により6か月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方
区分	程度が重いほうから１級から３級まで
所要期間	申請から交付まで、約3か月（場合によってはこの限りではありません）
受取	手帳の交付が決定した場合、交付決定の通知文をご自宅に郵送します ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	写真 ※1	診断書または同意書 ※2	手帳	個人番号
新規	○	○		○
更新（再判定）	○	○	○	○
障害程度変更	○	○		○
紛失・破損（再交付）	○		○	○
氏名・居住地の変更			○	○
死亡・非該当（返還）			○	

※1【写真】
縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの
更新の際は、手帳の更新欄（手帳を開いて右側）がすべて埋まっている時のみ写真が必要

※2【診断書または同意書】
障害年金受給中の方：同意書
障害年金受給中でない方：診断書
（県指定様式）

精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで

（診断書による申請の場合）

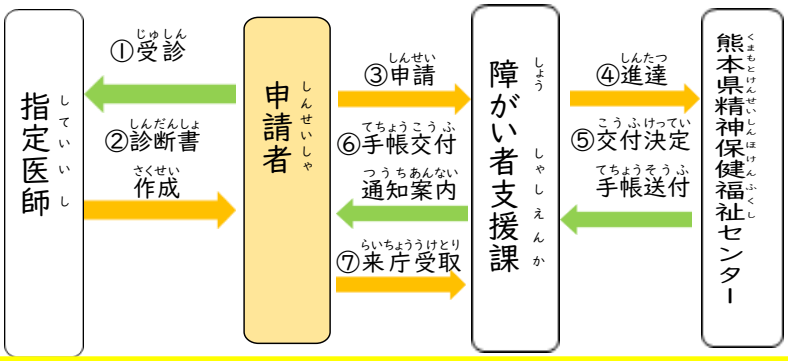

（年金証書等による申請の場合）

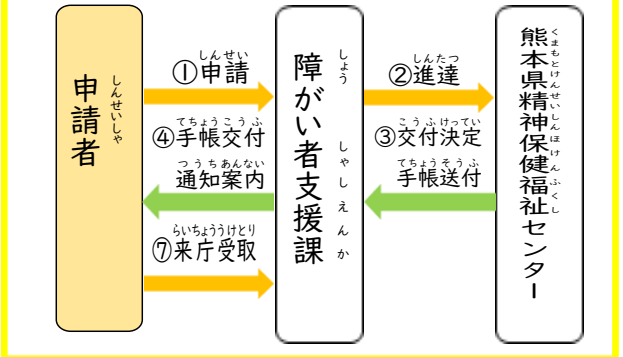

障がい者に関するマーク

	障がい者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で 1984年に制定された、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられる世界共通のマークです
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表しています
	ハートプラスマーク 「身体内部に障がいがある方」を表しています
	ヘルプマーク 外見だけではわかりにくい障がいをお持ちの方や、妊娠初期の方など、配慮が必要であることを知らせるマークです
	身体障がい者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示は努力義務）
	聴覚障がい者標識 聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示は義務）
	白杖ＳＯＳシグナルのシンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです
	ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです

日常生活の支援

障害者総合支援法と障害福祉サービス

身 療 精 難 他

概要

福祉サービスの充実などにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します

対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等、発達障がい者、障がい児

※サービスによっては、障害支援区分の認定が必要な場合があります

※介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービスを優先して利用していただきます

障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「自立支援給付」と、市町村が独自の基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています

自立支援給付

介護給付
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 施設入所支援

訓練等給付
- 自立訓練（機能・生活・宿泊型）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

地域相談支援給付
- 地域移行支援
- 地域定着支援

計画相談支援給付
- サービス利用支援 等

自立支援医療
- 育成医療
- 更生医療
- 精神通院医療

- 補装具費の支給

障がい者等

地域生活支援事業

八代市が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います

- 相談支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業(日中短期入所・障がい児タイムケア)
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業

等

相談先

障がい者支援課　電話 35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 45ページ

日常生活の支援

【自立支援給付】

障害福祉サービス
（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付）

身 療 精 難 他

障害福祉サービス等の利用について、介護給付費・訓練等給付費等の支給を受けようとする障がい者若しくは障がい児の保護者、または、地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障がい者は、市町村に対して支給申請を行う必要があります

名称			内容及び対象者		利用可能な障害支援区分 非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	訪問系	居宅介護	身体介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護などを行います		区分1以上					
			家事援助	居宅で調理、洗濯、買物等の家事などを行います							
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います						区分4以上で一定の要件に該当する方		
		同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います		同行援護調査で判断						
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います					区分3以上で一定の要件に該当する方			
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します		区分6で一定の要件に該当する方 →						
	日中活動系	療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします		区分5以上で一定の要件に該当する方 →						
		生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します					50歳未満区分3（施設入所者は区分4）以上			
								50歳以上区分2（施設入所者は区分3）以上			
		短期入所（ショートステイ）	居宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます			区分1以上					
	居住系	施設入所支援	施設入所の方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします						50歳未満区分4以上		
									50歳以上区分3以上		

日常生活の支援

名称				内容及び対象者	利用可能な障害支援区分
訓練等給付	通所系	自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います	障害支援区分は問いません
			生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
			宿泊型	夜間や休日に居室等の設備を使い、家事等の日常生活能力向上の訓練を行います	
		就労移行支援		就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います	
		就労継続支援（A型・B型）		通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばず利用する「B型」があります	
	訪問系	就労定着支援		自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された方の就労継続を支援するため、企業、サービス事業所との連絡調整や日常生活等の相談・助言等を行います	
		自立生活援助		居宅において、日常生活を営むための定期巡回や訪問、相談対応等の環境整備に必要な援助を行います	
	居住系	共同生活援助（グループホーム）		共同生活の場所で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います	サービス内容により区分が必要な場合があります
地域相談支援給付	相談系	地域移行支援		障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います	障害支援区分は問いません
		地域定着支援		居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います	

※計画相談支援・障害児相談支援

名称		内容	対象者
計画相談支援給付・障害児相談支援給付	・サービス利用支援 ・障害児支援利用援助	サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、利用者の希望等をふまえてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等と連絡調整の上、利用計画を作成します	サービスを申請した全ての障がい者又は障がい児の保護者
	・継続サービス利用支援 ・継続障害児支援利用援助	一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直し（モニタリング）を行います	

日常生活の支援

障害福祉サービスを利用するまでのながれ

窓口	障がい者支援課　電話　35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

1　利用申請

2　サービス等利用計画案の作成依頼

サービス等利用計画とは？
利用者の課題解決や適切なサービスを支援するために作成するものです

サービス等利用計画を作る人は？
市が指定する事業所の相談支援専門員が作成します

3　調査及び一次判定

市の職員が訪問して、本人の状況等について聞き取りを行います
※介護給付の場合…認定調査結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います

（訓練等給付の場合）　（介護給付の場合）

4　障害支援区分認定審査会

障害保健福祉の専門家で構成する審査会にはかり、障害支援区分が認定されます
※区分１～６

障害支援区分認定

5　利用意向の把握

市は、サービスの利用意向について聞き取りを行います

6　サービス等利用計画案の提出

申請者（利用者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の内容を確認し、同意した計画案を市に提出します

7　支給決定・受給者証送付

障害支援区分や利用計画案などをもとにサービスが決定され、申請者（利用者）に支給決定通知書と受給者証が送付されます

8　サービス事業者と契約

申請者（利用者）は、障害福祉サービス提供事業者に受給者証を提示して、利用の契約を行います

9　サービス利用

申請者（利用者）は、サービスの利用を開始します

※相談支援専門員は、サービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを行います

日常生活の支援

障害福祉サービスを利用したときの費用

障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています

区分	対象となる方	利用者負担の上限額（月額）	
生活保護	生活保護世帯の方	利用者負担なし	
低所得	市町村民税非課税世帯の方		
一般1	○障がい児：18歳未満及び施設に入所する18・19歳 市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）の方	居宅・通所サービス利用者	4,600円
		入所施設等利用者	9,300円
	○障がい者：18歳以上 市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）の方 ※施設入所者（20歳以上）と、グループホーム利用者を除きます	9,300円	
一般2	市町村民税課税世帯のうち、一般1に該当しない方	37,200円	

〈利用者負担の上限額〉

「世帯」の範囲について

18歳以上……利用者本人及び同じ世帯の配偶者
18歳未満……住民票上の世帯（施設に入所する18・19歳を含む）
※所得割は、世帯の合計額となります

グループホームの利用者には家賃が助成されます

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得者の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に、補足給付が行われます。市町村民税非課税世帯が対象です

家賃（月額）	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円/月

日常生活の支援

【地域生活支援事業】

訪問入浴サービス	他
概要	在宅で入浴が困難な方の自宅を訪問し、専用の浴槽を持ち込んで入浴の支援を行います
対象者	在宅で常に臥床し、入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）で以下の全てに該当する方 ①市内に居住する方 ②移送に耐えられない等の事情により通所が困難な方 ③医師が入浴可能と認めた方　※診断書様式あり ④健康上、入浴に支障がない方 ⑤介護保険法に基づく訪問入浴を利用することができない方
利用料	サービス費用の5％（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）
利用までの流れ	申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用決定通知書を提示し、契約後、利用できます
窓口	障がい者支援課　電話 35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

移動支援	身 療 精 他
概要	買い物等、生活に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出時の移動を支援します。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です
対象者 ①～③のいずれかに該当する方	①全身性障がい者（児）及びこれに準ずる方（介護保険対象者は除く） ②知的障がい者（児） ③精神障がい者（児） ※視覚障がい者（児）は同行援護の対象となります（9 ページ）
利用料	サービス費用の1割（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）
利用までの流れ	申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用者証を提示し、契約後、利用できます
窓口	障がい者支援課　電話 35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

日常生活の支援

地域活動支援センター	身 療 精 他
概要	通所において創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供し、地域生活を支援します
対象者	在宅生活をしている障がい者
利用料	原則、無料。ただし、創作活動等の材料代や入浴サービスを利用する場合は実費相当分の負担が発生することがあります
利用までの流れ	利用を希望される地域活動支援センターにて利用者登録後、利用できます
窓口	地域活動支援センター（46 ページ）

日常生活の支援

日中一時支援事業（日中短期入所）

身 療 精

概要	家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します
対象者	在宅において介護を受けることが困難な障がい者手帳をお持ちの方（障がい者（児））
利用料	サービス費用の1割（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）
利用までの流れ	申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、利用者証を送付します 利用を希望する事業所に利用者証を提示し、契約後利用できます ※有効期間は毎年3月31日までです
窓口	障がい者支援課 電話 35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

日中一時支援事業（障がい児タイムケア）

身 療 精

概要	日中において児の世話をする方がいない等により、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児について日中の預かり及び日常的な支援を行います
対象者	小学1年生から高校3年生までの障がい者手帳をお持ちの方
利用料	サービス費用の1割（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）
利用までの流れ	申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、利用者証を送付します 利用を希望する事業所に利用者証を提示し、契約後利用できます（49 ページ） ※有効期間は毎年3月31日までです
窓口	障がい者支援課 電話 35-0294　各支所障がい福祉担当窓口

日常生活の支援

障害児通所支援

身 療 精 他

概要	障がい児等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを通所等により支援します
対象者	障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの児 児童相談所や医師等により療育訓練の必要性が認められた児　など
相談先	障がい者支援課　電話　35-0294　　各支所障がい福祉担当窓口 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所　45ページ

種別	対象	内容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います
医療型児童発達支援	医療的管理の必要な未就学児	運動機能に遅れのある未就学児を対象に医学的な訓練を中心とした支援を行います
放課後等デイサービス	就学児	就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続して行います
保育所等訪問支援	就学・就園児	利用中（予定を含む）の保育所、幼稚園、小学校その他の施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児	重度障がいがあり、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出が困難な児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能に関する支援を行います

障害児入所支援（福祉型・医療型）

身 療 精 他

概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、施設等に入所しながら障がいの特性に応じた保護、日常生活の指導、知識技能の習得の支援（及び医療）を行います
対象者	18歳未満の障がい児
相談先	八代児童相談所　電話　33-3247

日常生活の支援

障害児通所支援を利用するまでのながれ

窓口	障がい者支援課 電話 35-0294 及び 各支所障がい福祉担当窓口

1　利用申請

↓

2　障害児支援利用計画案の作成依頼

↓

3　調査・利用意向の把握

市の職員が訪問して、本児の状況や保護者の利用意向等について聞き取りを行います

↓

4　障害児支援利用計画案の提出

申請者（保護者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の内容を確認し、同意した計画案を市に提出します

↓

5　支給決定・受給者証送付

利用計画案などをもとに決定し、申請者（保護者）に利用決定通知書と受給者証が送付されます

↓

6　障害児通所支援事業者と契約

申請者（保護者）は、障害児通所支援事業者に受給者証を提示して、利用の契約を行います

↓

7　障害児通所支援利用

申請者（保護者）等は、サービスの利用を開始します

障害児支援利用計画とは？

利用者の課題解決や、適切な支援をするために作成するものです

障害児支援利用計画を作る人は？

市が指定する事業所の相談支援専門員が作成します

※相談支援専門員はサービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを行います

日常生活の支援

障害児通所支援を利用したときの費用

障害児通所支援を利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています

〈利用者負担の上限額〉

区分	対象となる方	利用者負担の上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	利用者負担なし
低所得	市町村民税非課税世帯の方	
一般1	市町村民税課税世帯のうち、世帯の所得割の合計額が28万円未満の方	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯のうち、「一般1」に該当しない方	37,200円

「世帯」の範囲について

申請者（保護者）の属する住民票上の世帯

未就学児の利用者負担額の軽減について

児童が複数いる世帯は、所得に応じて利用者負担額の軽減措置の対象となる場合があります
また、満3歳になって初めての 4月1日（4歳になる年）から3年間（年少・年中・年長）については、利用者負担は所得にかかわらず、無償となります

手当・年金

特別児童扶養手当

身 療 精 他

概要	身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給する手当です
対象者 **障がいの基準及び①～③のすべてを満たす方**	① 障がい児が児童福祉施設などに入所していない ② 障がい児が障がいを理由とする公的年金を受給していない ③ 所得が一定額以下
手当額 **(令和5年4月現在)**	重度の障がい：児童一人につき月額53,700円 中度の障がい：児童一人につき月額35,760円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります
必要書類	請求者（所得が高い保護者）と対象児童が同居の場合（①～⑤のすべて） ①障がいに応じた認定診断書　④請求者名義の通帳 ②手帳（身体・療育・精神）※所持者のみ　⑤個人番号 ③請求者と対象児童の戸籍謄本
	別居の場合（上記に加えて） ⑥児童の監護事実の申出書
	請求者が父母以外の場合（上記に加えて） ⑦児童の養育事実の申立書　など
手続き	障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせください。申請から約3か月後、県での審査結果を通知します
支給月	4月、8月、11月（原則4か月分まとめて支給） 申請月の翌月から対象となります
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

手当・年金

障害児福祉手当

身 療 精 他

概要	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する手当です
支給要件 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方	① 福祉施設等に入所していない ② 障がいを理由とする公的年金を受けていない ③ 所得が一定額以下
手当額 （令和5年4月現在）	月額15,220円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります
必要書類	①障がいに応じた認定診断書　④障がい者本人名義の通帳 ②手帳（身体・療育・精神）※所持者のみ　⑤個人番号 ③戸籍謄本
手続き	障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせください。申請から約1か月後、審査結果を通知します
支給月	2月、5月、8月、11月（原則3か月分まとめて支給） 申請月の翌月から支給対象となります
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

特別障害者手当

身 療 精 他

概要	身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給する手当です
支給要件 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方	① 福祉施設等に入所していない ② 病院に継続して3か月を超えて入院していない ③ 所得が一定額以下
手当額 （令和5年4月現在）	月額27,980円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります
必要書類	①障がいに応じた認定診断書　④障がい者本人名義の通帳 ②手帳（身体・療育・精神）※所持者のみ　⑤個人番号 ③戸籍謄本 請求者が障害年金・遺族年金を受給している場合 ⑥年金証書・年金振込通知書等（所得審査の対象期間分）
手続き	申請から約1か月後、審査結果を通知します
支給月	2月、5月、8月、11月（原則3か月分まとめて支給） 申請月の翌月から支給対象となります
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

手当・年金

児童扶養手当

他

概要	離婚などによるひとり親世帯や保護者に重度の障がいがある世帯、もしくは父母に代わって児童を養育する保護者等へ支給する手当です		
支給要件等 (①+②)	①児童を養育している母子家庭または父子家庭、父母以外で児童を養育する養育者であること ②18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(障がい児は20歳の誕生日の属する月まで)		
手当額 (令和5年4月現在)	児童1人	全部支給	一部支給(所得等による)
		44,140円	10,410円~44,130円
	※児童2人目以降は加算額があります ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります		
手続き	支給要件確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください		
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月（原則2か月分まとめて支給） 申請の翌月から支給対象となります		
窓口	こども未来課 電話 33-8721		

障害基礎年金

他

概要	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です
支給要件 障がいの基準及び上段①~③のすべて または下段①・②を満たす方	①日本国内に住んでいる ②国民年金加入期間中又は60歳から65歳の間に初診日のある病気やケガがもととなり、一定の障がいが残っている ③保険料の納付要件を満たしている
	なお、次の要件を満たした場合には、20歳から年金が支給されます ①日本国内に住んでいる ②20歳前に初診日のある病気やケガがもととなり、一定以上の障がいが残っている
支給額 (令和5年4月現在)	1級年額 993,750円 [990,750円] 2級年額 795,000円 [792,600円] ※[ ]内は、昭和31年4月1日以前生まれの人の年金額です ※このほか、子の加算があります ※物価変動率に基づき、年金額が変わる場合があります
手続き	支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月（原則2か月分まとめて支給） 支払い月の上旬に日本年金機構より支払いの通知が送付されます
窓口	国保ねんきん課 電話 33-4105

手当・年金

障害厚生年金

他

概要	病気やけがにより、生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です
対象者 ①～③のすべてを満たす方	①厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガがもととなり、一定の障がいが残っている ②障がいの等級が、1級から3級のいずれかに該当している ③保険料の納付要件を満たしている
支給額	1・2級　ご本人の報酬額を基に算定＋配偶者や子の加算 3級　ご本人の報酬額を基に算定
手続き	支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください
窓口	八代年金事務所　電話　35−6123

熊本県心身障がい者扶養共済制度

身　療　精

概要	障がい者を扶養する保護者が毎月一定額納付することで、保護者が死亡し、又は重度障がいになったときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給します
対象者 ①～③のすべてを満たす方	①将来独立して自活することが困難な、身体障がい1級～3級・知的障がい・精神障がいの方などを扶養している ②65歳未満である ③特別な疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態である
掛金	一口あたり（原則）　9,300円～23,300円（扶養者の加入時の年齢による）
支給額	一口につき毎月2万円
必要書類	①障がい者手帳など障がいの種類や程度を証明する書類 ②住民票の写し（申込者・障がい者） ③申込（被保険者）告知書　など
手続き	申請前に窓口にお問い合わせください
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110

生活福祉資金貸付事業

他

概要	障がい者世帯などに対して、自立した生活を営むために必要な資金の貸付を行います
対象者	障がい者世帯など
種類	自動車購入、住宅の改造、福祉用具の購入費用など
手続き	支給要件の確認などが必要なため、必ず事前にご相談ください
窓口	八代市社会福祉協議会　電話　62−8228

医療制度

自立支援医療制度（精神通院医療）

精 他

概要	精神疾患の継続的な通院による医療が必要な方の医療費の一部を公費で負担する制度です
対象者	精神疾患により継続的な治療が必要な方
自己負担額	医療費の１割（所得により、１か月あたりの上限額が設けられています）
所要期間	申請から交付まで約3か月（県が発行する受給者証を病院からお渡しします）
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	意見書 ※1	保険証 ※2	受給者証	非課税年金書類 ※3	個人番号 ※2
新規	○	○		△	○
更新（継続）	△ ※1	○	○	△	○
再申請（有効期限切れ）	○	○	○	△	○
医療機関変更			○		○
氏名・居住地の変更		△ 氏名変更のみ	○		○
保険の変更		○	○	△	○

※1【意見書】
指定医療機関発行のもの
更新2年目のみ意見書が必要

※2【保険証・個人番号】
社会保険の方：本人のみ
社会保険以外の方：同一保険の方
全員分

※3【非課税年金書類】
障害・遺族年金を受給している方のみ

●自己負担早見表

世帯の所得区分			自己負担割合	1か月の自己負担上限額 一般	1か月の自己負担上限額 重度かつ継続※
生活保護	生活保護世帯		0割	0円	0円
低所得1	市町村民税	本人収入額 800,000円以下	1割	2,500円	2,500円
低所得2	非課税世帯	本人収入額 800,001円以上		5,000円	5,000円
中間1	市町村民税 33,000円未満			上限なし	
中間2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満				10,000円
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上		右記	対象外	20,000円（自己負担1割）

※重度かつ継続の範囲（①～③のいずれかに該当する方）
①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
③医療保険の多数回該当の方

医療制度

自立支援医療制度（更生医療）

身

概要	障がいを除去・軽減するために必要な医療費の一部を公費で負担する制度です
対象者	更生医療の対象となる障がいの記載がある身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 【該当する医療等の種類】人工腎臓透析・心臓手術など
自己負担額	医療費の1割（所得等により、1か月あたりの上限額が設けられています）
所要期間	申請から決定まで約1週間（郵送で本人及び病院へ通知します） ※身体障害者手帳と同時申請の場合は、3か月程度かかります
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	身障手帳	意見書 ※1	保険証 ※2	非課税年金書類 ※3	特定疾病受療証 ※4	個人番号 ※2
新規	○	○	○	△	△	○
更新（再認定）	○	○	○	△	△	○
再申請（有効期限切れ）	○	○	○	△	△	○
医療機関変更	○	○				○
氏名・居住地の変更			△ 氏名変更のみ			○
保険の変更			○	△	△	○

※1【意見書】
指定医療機関発行のもの

※2【保険証・個人番号】
社会保険の方：本人のみ
社会保険以外の方：同一保険の方全員分

※3【非課税年金書類】
障害・遺族年金を受給している方のみ

※4【特定疾病受療証】
人工腎臓透析および免疫治療の方のみ

●自己負担早見表

世帯の所得区分			自己負担割合	1か月の自己負担上限額 一般	1か月の自己負担上限額 重度かつ継続※
生活保護	生活保護世帯		0割	0円	0円
低所得1	市町村民税 非課税世帯	本人収入額 800,000円以下	1割	2,500円	2,500円
低所得2		本人収入額 800,001円以上		5,000円	5,000円
中間1	市町村民税 33,000円未満			上限なし	
中間2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満				10,000円
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上		右記	対象外	20,000円（自己負担1割）

※重度かつ継続の範囲（①～②のいずれかに該当する方）

①腎臓・小腸・免疫・心臓（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）機能障がいの方

②医療保険の多数回該当の方

医療制度

自立支援医療制度（育成医療）

他

概要	障がいを除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために必要な医療費の一部を公費で負担する制度です
対象者	育成医療の対象となる治療を受ける必要のある18歳未満の方 （該当する医療等の種類） 【該当する医療等の種類】 口蓋裂、斜視、心臓機能障がいなど
自己負担額	医療費の1割（所得等により、1か月あたりの上限額が設けられています）
所要期間	申請から決定まで約1か月（郵送で本人及び病院へ通知します）
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	意見書 ※1	保険証 ※2	個人番号 ※2
新規	○	○	○
更新（再認定）	○	○	○
医療機関変更	○		○
氏名・居住地の変更		△ 氏名変更のみ	○
保険の変更		○	○

※1【意見書】
指定医療機関発行のもの

※2【保険証・個人番号】
社会保険の方：本人のみ
社会保険以外の方：同一保険の方全員分

●自己負担早見表

世帯の所得区分			自己負担割合	1か月の自己負担上限額 一般	1か月の自己負担上限額 重度かつ継続※
生活保護	生活保護世帯		0割	0円	0円
低所得1	市町村民税 非課税世帯	本人収入額 800,000円以下	1割	2,500円	2,500円
低所得2		本人収入額 800,001円以上		5,000円	5,000円
中間1	市町村民税 33,000円未満				
中間2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満			10,000円	10,000円
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上		右記	対象外	20,000円 （自己負担1割）

※重度かつ継続の範囲（①～②のいずれかに該当する方）

①腎臓・小腸・免疫・心臓（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）機能障がいの方

②医療保険の多数回該当の方

医療制度

重度心身障がい者医療費助成

身 療 精

概要	重い障がいを持つ方が医療機関で支払った保険診療分医療費の自己負担分の一部を助成する制度です
対象者 ①～③のすべてを満たす方	①満3歳以上で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方 ②医療保険の被保険者または被扶養者であること ③所得額が一定額以上ではないこと（該当する期間は助成停止となります）
助成対象外	入院時の食事代や差額ベッド代など健康保険が適用されないもの
自己負担額 （病院代＋薬局代）	1医療機関（病院＋薬局）ごとに負担していただく額が、 入院：2,040円/月　通院：1,020円/月　となります
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	手帳	通帳	保険証	個人番号	受給者証
新規	○	○ 本人名義	○	○	
更新	○	△※1 本人名義	○	○	
住所の変更				○	○
保険の変更※2			△	○	○
死亡		○ 相続人名義			○

※1【更新の際の通帳】
口座変更の場合のみ必要
※2【保険の変更】
社会保険に変更された方のみ
次の方は手続き不要（市から変更後の受給者証をご自宅に郵送します）
●社会保険→国民健康保険
●社会保険→後期高齢者
●国民健康保険→後期高齢者

指定難病の医療費助成

難

対象	指定難病により患しており、一定の基準を満たす方
必要書類	臨床調査個人票、住民票、健康保険証、個人番号　など （事前にお問い合わせください）
所要期間	申請から交付決定まで2～3か月程度
窓口	熊本県八代保健所　電話　33−3229

小児慢性特定疾病の医療費助成

他

対象	小児慢性特定疾病により患し、その症状が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の方など
必要書類	医療意見書、健康保険証、個人番号　など（事前にお問い合わせください）
所要期間	申請から交付決定まで2～3か月程度
窓口	熊本県八代保健所　電話　33−3229

その他の助成

自動車運転免許取得費の助成

身 療 精

概要	就労等社会活動への参加のために免許を取得する方へ費用の一部を助成します
対象者	障がい者手帳を持っている方で、運転免許を取得しようとする方
助成できない場合 ①～④のひとつでも該当すれば対象外	①自動車の運転を禁止されている ②本人の所得が基準を超えている（収入の目安 642万円/年） ③本人に市税の滞納がある ④自動車教習所に入校している
助成額	上限10万円（免許取得費用の2/3を限度）※助成枠に限りがあります
申請期限	8月末日まで
申請書類	障がい者手帳、自動車運転適正相談による適正証書（身・精の方は必須） ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110及び 各支所障がい福祉担当窓口

自動車改造費の助成

身

概要	就労等社会活動への参加のために自動車の操向装置等を改造する必要がある方へ費用の一部を助成します
対象者	上肢・下肢・体幹障がいのいずれかが1・2級の方
助成できない場合 ①～③のひとつでも該当すれば対象外	①過去5年間にこの助成を受けている ②本人の所得が基準を超えている（収入の目安 642万円/年） ③本人に市税の滞納がある
助成額	上限10万円 ※助成枠に限りがあります
申請書類	障がい者手帳、車検証写し、改造経費の見積書、改造前の写真 ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口

緊急通報装置のレンタル

身 療 精 他

概要	ボタンを押すと緊急通報センターにつながる通報装置を貸し出します
対象者	重度障がい者のみの世帯の方、65歳以上の一人暮らしの方等
費用	生活保護世帯：無料 それ以外の方：225円/月 ※取り付けのための初期費用は自己負担となります
窓口	65歳未満 障がい者支援課 電話 33-5110 65歳以上 高齢者支援課 電話 33-4436

その他の助成

在宅の方への住宅改造経費の助成	身 療
概要	自立の促進や介護者の負担軽減のため、スロープ取付等の住宅改造経費を助成します
対象者 ①～④のすべてを満たす方	①4月1日現在、在宅かつ65歳未満で、これまで助成を受けたことがない方 ②身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の方 ③2年以上市内に居住しており、市税及び介護保険料の滞納がない方 ④前年の所得税課税年額が7万円以下の世帯に属する方
助成額	・市町村民税非課税世帯：700,000円 ・市町村民税課税世帯（所得税課税年額7万円以下）：466,000円 ※助成枠に限りがあります
申請書類	改造費用見積書、改造前の写真（助成可能か、必ず事前にご相談ください）
所要期間	申請から交付決定まで約2か月
窓口	障がい者支援課　電話　35-0294

福祉用具

日常生活用具

身 難 精 療

概要	日常生活の利便を図るために必要な用具を給付します（主な用具一覧は 30 ページ）	
対象者	障がい者手帳を持っている方 難病患者等で市が定める要件を満たす方	
給付できない場合 ①～⑤のひとつでも該当すれば対象外	①市町村民税所得割46万円以上 ②購入後の申請 ③介護保険等による給付を受けられる ④原則として耐用年数を超えていない ⑤日常生活用具の修理	
自己負担	市町村民税課税世帯：費用の１割（上限37，200円） 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯：0円 ※用具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担	
所要期間	ストマ装具、紙おむつなど‥申請日から交付決定まで約10日 特殊寝台など確認が必要なもの‥申請日から交付決定まで約１か月	
給付決定日	毎月１日、11日、21日（土・日祝日の場合は翌開庁日）	
提出期限	給付決定日の３日前（土・日祝日及び年末年始の休日を除く）	
申請書類	希望する用具と合致する手帳がある方 例）視覚障がい→点字器	障がい者手帳、見積書、個人番号、カタログ（ストマ装具・紙おむつ以外）
	難病患者等	医師意見書、見積書、個人番号、カタログ（ストマ装具・紙おむつ以外）、指定難病医療受給者証 など
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110　各支所障がい福祉担当窓口	

福祉用具

主な日常生活用具一覧　※難病患者等の場合、症状によって対象種目が異なりますので、詳しくはお問い合わせください

障がい名	用具名	対象者	基準額
内部	ストマ装具 (付属品を含む)	人工肛門又は人工膀胱造設をしているぼうこう又は直腸機能障がい者（児）及びぼうこう又は直腸機能に障がいのある難病患者等	消化器系 8,858円/月 尿路系 11,639円/月
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	12,000円/月
視覚	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	198,000円
	盲人用体重計(音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	18,000円
	盲人用体温計（音声式）		9,000円
聴覚	人工内耳用電池	人工内耳を装用している聴覚障がい者（児）	ボタン式 2,000円/月 充電式 17,600円/年
聴覚または音声言語	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	71,000円
下肢または体幹（難病）	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）（ただし、原則として3歳以上の者）で入浴に介助を必要とする者及び入浴に介助を必要とする難病患者等	90,000円
平衡または下肢もしくは体幹（難病）	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢機能に障がいのある難病患者等	60,000円
下肢または体幹（難病）	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円
平衡または下肢もしくは体幹　など	頭部保護帽（スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	36,750円

福祉用具

補装具

身 難

概要	体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を助成します
対象者	身体障害者手帳を持っている方、難病患者など
助成できない場合 ①～④のひとつでも該当すれば対象外	①市町村民税所得割46万円以上 ②購入後または修理後の申請 ③介護保険等による給付を受けられる ④購入にあたり、原則として耐用年数を超えていない
自己負担	市町村民税課税世帯：費用の1割（37,200円が上限） 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯：0円 ※補装具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担
所要期間	購入‥申請から交付決定まで約2か月（県の審査があります） 修理‥申請から交付決定まで約15日（県の審査が必要な場合は約2か月）
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

手続きの種類	手帳 ※1	見積書 カタログ	意見書 ※2	個人番号
購入	○	○	○	○
修理	○	△ カタログ不要		○

※1【手帳がない難病患者等】
指定難病医療受給者証

※2【意見書】
所定の診断書（市役所窓口・県のホームページにあります）で県の指定医師が作成したもの

障害の種類	主な補装具
肢体不自由	車椅子、座位保持装置、装具、歩行器、歩行補助つえ、義手、義足
聴覚	補聴器
視覚	眼鏡、盲人安全杖（白杖）
肢体不自由及び音声・言語障がい	意思伝達装置

福祉用具

軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成

他

概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用の一部を助成します
対象者（①+②）	①両耳の聴力レベルが30ｄＢ以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 ②18歳未満で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
助成額	対象補聴器の基準額の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成
必要書類	見積書、医師の意見書、購入する補聴器のカタログ・性能表、個人番号
所要期間	申請から助成決定まで約2週間
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成

難

概要	在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便を図るために必要な用具購入費の一部を助成します
対象者（①+②）	①小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ②在宅の18歳未満の方　など
助成額	市町村民税課税世帯：各用具の基準額について、課税額により一部負担 上記以外の世帯：基準額以下を全額助成
必要書類	見積書、カタログ、小児慢性特定疾病医療受給者証、個人番号　など
所要期間	申請から助成決定まで約10日
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

税の控除制度

所得税・住民税の障害者控除

身 療 精

概要	本人、税法上の扶養親族が障がい者である場合、障害者控除により税が軽減されます		
対象者	本人、同一生計配偶者又は税法上の扶養親族が障がい者		
区分	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害者保健福祉手帳2・3級　など	所得税控除　27万円 市県民税控除　26万円
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級　など	所得税控除　別居:40万円　同居:75万円 市県民税控除　別居:30万円　同居:53万円
手続先	給与所得者・・・勤務先での年末調整（または申告）11～12月 上記以外の方・・税務署への確定申告、または市への市県民税申告　2～3月		
必要書類	障がい者手帳（コピー可）		
備考	手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります 詳しくはお問い合わせください		
問合せ	市民税課　電話　33-4107　　八代税務署　電話　32-3141		

相続税の障害者控除

身 療 精

概要	相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます		
区分	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害者保健福祉手帳2・3級　など	85歳に達するまでの年数×10万円
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級　など	85歳に達するまでの年数×20万円
必要書類	障がい者手帳（コピー可）		
備考	手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります 詳しくはお問い合わせください		
問合せ	八代税務署　電話　32-3141		

税の減免制度

軽自動車税の減免

身 療 精

概要
個別の障がいの等級により、軽自動車税種別割の減免があります
※軽自動車税環境性能割の減免については、熊本県にお問合せください

基準日
4月1日現在、手帳をお持ちで減免要件（区分）を満たしている必要があります
手帳交付日が4月2日以降の場合は、翌年度の申請となります

対象者
・障がい者本人等が所有する車両の軽自動車税種別割
・構造が身体障がい者などの人専用となっている車両の軽自動車税種別割

区分

身体	視覚	1～3級、4級の1	
	聴覚	2・3級	
	平衡	3級	
	音声	3級（条件あり）	
	内部	1～3級	
	肢体	上肢	1級、2級の1・2
		下肢	1～6級（条件あり）
		体幹	1～3級、5級（条件あり）
		その他	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（条件あり）
療育	A1・A2		
精神	1級		

障がい種別		車両の所有者 本人	車両の所有者 同一生計者
身体	18歳未満	○	○
	18歳以上	○	
療育A1・A2		○	○
精神1級		○	○

台数制限
減免対象となるのは障がい者1人につき1台限り

必要書類
障がい者手帳、車検証、運転免許証、個人番号

申請期限
4月1日から納期限の7日前まで（毎年申請が必要）

問合せ

軽自動車税種別割	市民税課 電話 33-4107	
軽自動車税環境性能割	熊本県自動車税事務所 電話 096-368-4020 ◆熊本県HP 『自動車税（種別割・環境性能割）の減免についてのご案内』	

税の減免制度

普通自動車税の減免

身 療 精

概要	個別の障がいの等級等により、普通自動車の自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免があります
対象	・障がい者本人が所有する自家用車に限ります （ただし、家族運転で身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者の場合又は、精神障がい者の場合は、生計を一にするものが所有する自動車を含みます） ・障がい者のために特別の仕様がされた自動車
区分	34ページ「軽自動車税の減免」に同じ
必要書類	障がい者手帳、車検証及び自動車検査証記録事項、運転免許証 ※詳しくは問合せ先に確認してください
問合せ	自動車税種別割 自動車税環境性能割

熊本県自動車税事務所　電話　096-368-4020
熊本県県南広域本部課税課　電話　33-3180
◆熊本県ホームページ

『自動車税（種別割・環境性能割）の減免についてのご案内』

少額貯蓄の非課税制度（マル優）

身 療 精

概要	預貯金や一定の有価証券などの元本の合計額が350万円までの利子が非課税になります
対象者	障がい者手帳をお持ちの方等
窓口	各金融機関窓口

料金の割引制度やサービス等

ＮＨＫ放送受信料の減免

身 療 精

区分	全額免除 （①かつ②）	①障がい者手帳をお持ちの方が世帯構成員 ②世帯全員が市町村民税非課税
	半額免除 （①または②）	①視覚・聴覚障がい者が住民票上の世帯主かつ受信契約者 ②身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかの手帳をお持ちの方が住民票上の世帯主かつ受信契約者
必要書類	障がい者手帳と印鑑	
注意	申請書（郵送で提出）がＮＨＫに到着した月から割引開始	
問合せ	ＮＨＫ視聴者コールセンター　電話 0570−077−077	
窓口	障がい者支援課　電話 33-5110　各支所障がい福祉担当窓口	

有料道路通行料の割引（5割引）

身 療

対象者	身体障害者手帳（第１種） 療育手帳（Ａ１・Ａ２）	介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車
	身体障害者手帳	障がい者本人が運転する自動車
所有者	障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等	
必要書類	ＥＴＣなし ①～③	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証（※電子車検証） ③免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
	ＥＴＣあり ①～⑤	①～③ ④ＥＴＣカード（本人名義・18歳未満の場合は保護者名義で可） ⑤ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等） ※電子車検証をお持ちの方は②車検証の代わりに「電子車検証の原本」「自動車検査証記録事項」「車検証閲覧アプリが入った電子機器」が必要 ※ＥＴＣなしの場合は自動車登録なしでの申請もできます
問合せ	NEXCO西日本　電話 045−477−1233	NEXCO 西日本
窓口	障がい者支援課　電話 33-5110　各支所障がい福祉担当窓口	

料金の割引制度やサービス等

タクシー運賃の割引（1割引）

身 療

対象者	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
手続き	障がい者手帳を車内で提示　※割引がない場合があるため、事前にご確認ください
問合せ	各タクシー会社

バス運賃の割引（5割引）

身 療 精

対象者	身体障害者手帳第1種をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方	本人及び介護者ともに5割引		
	身体障害者手帳第2種をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ 5割引		
手続き	障がい者手帳を乗車料金支払い窓口、または車内で提示		神園交通	九州産交
問合せ	各バス会社			

航空運賃の割引（航空各社が設定する割引率）

身 療 精

対象者	障がい者手帳をお持ちの方及び介護者1名（割引対象は各航空会社で設定）
問合せ	航空各社

ＪＲ九州運賃の割引（5割引）

身 療

	種別	対象者	乗車券種別
区分	第1種	手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用される方	普通乗車券
		手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名 （片道101km未満の区間も割引可）	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券 定期乗車券
	第２種	手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用される方	普通乗車券
		手帳をお持ちの12歳未満の方及び同伴の介護者1名	定期乗車券
手続き	乗車券購入時に手帳の提示（乗車時手帳携行）		
問合せ	ＪＲ各駅		

料金の割引制度やサービス等

八代市立施設の使用料の減免

身 療 精

対象施設	八代市立博物館※、八代トヨオカ地建アリーナ等のスポーツ施設※、お祭りでんでん館※、千丁健康温泉センター、日奈久温泉センターばんぺい湯、東陽交流センターせせらぎ夢あかり等 ※の施設はミライロＩＤで障がい者割引が適用されます 「ミライロＩＤ」：障がい者割引等を行うＪＲ九州や肥薩おれんじ鉄道等もご利用できます
注意	減免の対象や可否については対象施設ごとに異なるため、直接お問い合わせください

肥薩おれんじ鉄道の運賃割引（5割引）

身 療 精

区分	身体障害者手帳 第1種 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用される方 手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名 （片道101km未満の区間も割引可）
	身体障害者手帳 第2種 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を利用される方
手続き	乗車券購入時に手帳の提示（乗車時手帳携行）	
注意	精神障がい者割引はＪＲをまたがる場合、対象外になります	
問合せ	肥薩おれんじ鉄道窓口　電話　32−5678	

映画鑑賞料の割引（各館が設定する割引率）

身 療 精

手続き	鑑賞券購入時に障がい者手帳を提示
問合せ	各映画館

携帯電話の割引（各社が設定する割引率）

身 療 精

対象者	割引対象・内容は各社の基準によります
問合せ	各携帯電話会社

青い鳥郵便葉書の無償配布

身 療

概要	年に1回、ひとり20枚を無償配布します
対象者	身体障害者手帳1・2級　または　療育手帳　A1・A2をお持ちの方
申請期間	毎年4月1日～5月31日
必要書類	障がい者手帳、所定の申請書
窓口	最寄りの郵便局窓口もしくは郵送で申請
問合せ	八代郵便局　電話　0570-078-592

その他のサービス

障がい者等用駐車場の利用証

身 療 精 他

概要

熊本県が定める利用証交付基準に該当する人に、障がい者等用駐車スペースを利用するための利用証（ハートフルパス）を交付します

対象者

表のいずれかに該当する方

身体障害者手帳	下表
療育手帳	A1・A2
精神障害者保健福祉手帳	1級
介護保険被保険者証	要介護1以上
指定難病医療受給者	
妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）	
けが人等（※診断書など） ※診断書様式はお問い合わせください	

障害名	等級	
視覚障がい	4級以上	
平衡機能障がい	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）	4級以上	

必要書類

上記の要件を証明できるもの（身体障害者手帳など）
※代理申請の場合は、代理人の身分証明書

所要期間

窓口申請の場合、即日交付

郵送申請

必要書類と返信用切手（140円）を下記に郵送
〒862-8570 熊本県健康福祉政策課地域支え合い支援室

窓口

熊本県八代保健所 電話 33-3197
障がい者支援課 電話 33-5110

その他のサービス

駐車禁止区域における駐車

身 療 精 他

概要	歩行が困難な方などが駐車禁止区域において駐車できる制度です
対象者 ①～③のいずれかに該当する方	①身体障害者手帳 下肢1～4級、体幹1～3級などをお持ちの方 ②療育手帳A1・A2をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ※要件については、必ず事前にお問い合わせください
必要書類	障がい者手帳
窓口	八代警察署 電話 33−0110

やつしろバリアフリーマップ

他

概要	八代市内にあるバリアフリー施設を紹介しています。体が不自由な方や小さな子どもがいる方など、多くの方が安心して外出するための施設を目的に応じて検索できます
問合せ	障がい者支援課 電話 33-5110

NET119緊急通報システム

他

概要	聴覚や発話の障がいにより、音声での緊急通報に不安な方が、スマートフォンなどの携帯端末を使って、“素早く”119番に通報できるシステムです。サービスご利用の前には事前登録が必要です。 Web登録をご希望の方は、右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
問合せ	八代広域行政事務組合消防本部指令課 電話 32-6181

郵便による投票

身

概要	投票所に行くことが困難な方は自宅で投票用紙に記入し、郵便で投票ができます
対象者 表にいずれかに該当する方	両下肢、体幹、移動機能：1・2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸：1～3級 免疫機能、肝臓：1～3級
必要書類	身体障害者手帳、所定の申請書
窓口	八代市選挙管理委員会 電話 30−1663

その他のサービス

車いすの無料貸出

他

概要	一時的に車いすが必要な方へ、原則1週間まで貸し出します
対象者	車いすが必要な方（障がいの有無は問いません）
貸出場所	八代市役所、鏡支所　※事前予約は不要です
窓口	障がい者支援課　電話 33-5110　鏡支所地域振興課 電話 52−7836

点字・録音図書の郵送貸出

身

概要	点字資料・録音図書を10点まで2週間、郵送で貸し出します	
対象者	視覚障害者 1・2級の方	
必要書類及び手続き	登録（初回）	本人申請：身体障害者手帳 代理申請：身体障害者手帳、委任状
	貸出	ホームページの申込フォームから申請、または来館申請
問合せ	八代市立図書館 電話 32−3385	

成年後見制度

他

概要	判断能力が十分でない方の財産管理や障害福祉サービス等を利用するための手続きなどを支援する仕組みです
対象者	申立てできる方：本人、配偶者、4親等以内の親族等 ※本制度の申立てを行う親族等がいないなどの理由により、申立てが出来ない場合は、必要に応じて八代市が申立てを行うこともあります
窓口	【相談】八代市成年後見支援センター（障がい者支援課）　電話 35-0294 【手続き】熊本家庭裁判所 八代支部 電話 32−2176

その他のサービス

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

療 精 他

概要	判断能力が十分でない方に対して支援員が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います
対象者	知的障がいや精神障がいの方などの判断能力が十分でない方
利用料	生活保護受給者：無料 それ以外の方：有料　　※詳しくはお問い合わせください
窓口	八代市社会福祉協議会　電話　62−8228

避難行動要支援者登録制度

身 療 精 他

概要	避難支援等関係者へ名簿登録された方の名簿情報を提供することで避難支援に備えます
対象者 表にいずれかに該当する方	身体障害者手帳：1・2級の第1種（心臓またはじん臓機能障害のみの方を除く） 療育手帳：A1・A2 精神障害者保健福祉手帳：1級で単身世帯 その他：要介護認定を受けている方や希望する方など
手続き	毎年1回対象の方へ名簿登録の案内を送ります
窓口	防災について　危機管理課　電話　33−4112 名簿登録の送付について　健康福祉政策課　電話　33−4003 障がいの対象者について　障がい者支援課　電話　33-5110 介護認定の対象者について　高齢者支援課　電話　33−4436

手話や要約筆記によるコミュニケーション支援

身

概要	通院や日常生活の際に、手話や要約筆記によるコミュニケーション支援を行う方を派遣します
対象者	聴覚・音声・言語機能障がいの手帳ををお持ちの方
利用料	無料（ただし、交通費が必要な場合は実費が必要）
必要書類	身体障害者手帳（初回の登録時のみ）
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

その他のサービス

失語症の方へのコミュニケーション支援

身　他

概要	日常生活や通院等、コミュニケーション支援を行う方を派遣します
対象者	失語症と診断された方
利用料	無料（ただし、交通費が必要な場合は実費が必要）
必要書類	身体障害者手帳、診断書など失語症であることがわかるもの （初回の登録時のみ）
窓口	障がい者支援課　電話　33-5110　各支所障がい福祉担当窓口

八代市内の障がい者就労支援施設では、おいしいものを作って販売したり、いろいろな作業を受注しています。

障がい者就労支援施設で製造販売する商品を購入したり、仕事を頼むことで、障がいのある方の支援につながります。

どなたでも利用できますので、是非ご協力ください。

●障がい者就労支援施設とは？

障がいのある方の自立と社会参加を促進するための施設で、障がいのある方々が製造した物品（食品を含む）や印刷物、清掃作業などを受注しています。

●こんなことをしています

飲食業、パンやお菓子の製造販売、お弁当等の製造・宅配、チラシやポスター、冊子等の印刷、清掃、箱折り、小物雑貨の製造、クリーニングなど

◎対象施設や受注できる物品や作業内容については、八代市　優先調達で検索

八代市障がい者サポーター制度

八代市では、障がいのある方が安心して暮らせるまちにするために、障がいをお持ちの方をサポートする人材として「障がい者サポーター」を養成する取り組みを行っています。

●障がい者サポーターとは？

障がいへの理解を深め、障がいのある方が困っている時に、できる範囲で必要な手助けを実践する方です。市主催の研修（オンライン研修あり）を受講する必要があります。

●障がい者サポート企業・団体とは？

障がい者の支援につながる取組に積極的に協力いただける企業や団体です。

申請により、必要な要件を満たした団体等を市が認定します。

【問合せ】障がい者支援課　電話　33-5110

申し込みをされた方へYouTube動画の視聴URLを送信します。

●講師：障がいをお持ちの当事者やその家族など
●時間：約30分
●内容：いろいろな障がいについて
　　当事者からのメッセージなど

缶バッジ

障がい者サポーターになっていただいた方に、シンボルマーク入りのサポーターグッズを差し上げます

施設の連絡先一覧

令和6年4月現在

	施設・事業所名	所在地	電話
障害児相談支援事業所 特定相談支援事業所	かんねさこ荘相談支援事業所	松江本町5−15（かんね内）	45−9012
	計画相談支援所　しおん	松江本町7−24（1階）	090-2338-6072
	彩福	西松江城町6−5	62−8206
	相談支援センター　オーシャン	通町6−20	32−4588
	地域生活相談支援センター　すまいる	田中西町11-2	45-9956
	あさひ園特定相談支援事業所	上日置町2345	35−5757
	とら太	妙見町2377−3	30−0701
	春蘭	郡築四番町6−1	45-9017
	相談支援事業所　たいよう	本野町991−1（グループホームおおぞら壮内）	090−8665−2120
	ひなぐ相談支援センター　花の実	日奈久竹之内町3049	43−6611
	氷川学園相談支援事業所　風舎	氷川町宮原1167−2	62−4081
	指定特定相談支援事業所　さぼてん	氷川町鹿島945	52−5505
一般相談支援事業所（地域移行・地域定着）	かんねさこ荘相談支援事業所	松江本町5−15（かんね内）	45−9012
	地域生活相談支援センター　すまいる	田中西町11-2	45-9956
	相談支援事業所　たいよう	本野町991−1（グループホームおおぞら壮内）	090−8665−2120
	氷川学園相談支援事業所　風舎	氷川町宮原1167−2	62−4081
相談先	児童発達支援センター　のぞみ	西松江城町2−17	080−1782−3664
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター　結	萩原町二丁目7−2	35−3313
	熊本県南部発達障がい者支援センター　わるつ	西片町1660 熊本県八代総合庁舎2階	62−8839

障がい福祉団体	障がい者やその家族等で構成された団体です。障がい者の福祉の向上と会員の親睦や交流を深めるために活動を行っています。随時、会員を募集していますので、詳しくはお問い合わせください	
団体名	八代市盲人福祉協議会	八代市ろう者福祉協会
	八代地域こころの健康希望の会	八代手をつなぐ育成会
問合せ	障がい者支援課　電話　33-5110	

障がい者相談員	身体	岡本　康子	大手町	35-4661	知的	庄野　末藏	築添町	090-3600-5137
		青木　典子	東陽町	65-2370		小嶋　ひろみ	鼠蔵町	090-5089-5076
		下山　勝正	古城町	080-6466-2594		樽海　哲子	西片町	090-4513-8497
		志水　藤男	坂本町	45-8154		村山　紀美子	竹原町	32-7977
		中根　タミ子	植柳元町	080-3229-7978		畑中　和子	鏡町	090-7921-3814
		穐田　誠也	永碇町	FAX 32-3140				

施設の連絡先一覧

	施設・事業所名	所在地	電話
地域活動支援センター	地域活動支援センター かんね	松江本町5−15	45−9012
	地域活動支援センター あい	港町239	37-3405
	地域活動支援センター きらきらの里	本野町451−1	65−7550
	地域生活相談支援センター すまいる	田中西町11-2	45-9956
福祉ホーム	福祉ホーム かづら	松江本町5−15	45−9012
障害者支援施設	障害者支援施設 八代学園	二見本町240	38−9131
	障害者支援施設 かんねさこ荘	二見本町433	38−9011
	氷川学園	氷川町宮原1116	62−4081
	障害者支援施設 のぞみ	氷川町鹿島945	52−5505
短期入所事業所	西小路プロダクツ	西松江城町6−5	62−8206
	熊本労災病院（医療型）	竹原町1670	33−4151
	ショートステイはなみずき	高下西町1760	090-2516-2001
	障害者支援施設 八代学園	二見本町240	38−9131
	障害者支援施設 かんねさこ荘	二見本町433	38−9011
	氷川学園	氷川町宮原1116	62−4081
	障害者支援施設 のぞみ	氷川町鹿島945	52−5505
生活介護事業所	西小路プロダクツ	西松江城町6−5	62−8206
	生活介護事業所 オーシャン	通町6−20	37-8080
	2nd はなみずき	大村町570−1	35−2000
	生活介護 しらぬい	高小原町1475-2	080-8388-3817
	ゆいまーる	高下西町1760	35−1187
	八代市立希望の里たいよう	高下西町1704	34−1877
	はなみずき	高下西町2223−1	35−2001
	日輪学院 生活介護事業所にちりん	郡築四番町6−1	37-1688
	みのり	妙見町2377−3	30−0701
	障害者支援施設 八代学園	二見本町240	38−9131
	障害者支援施設 かんねさこ荘	二見本町433	38−9011
	氷川学園	氷川町宮原1116	62−4081
	障害者支援施設 のぞみ	氷川町鹿島945	52−5505
	まんさく園	永碇町961-1	31-7440
	デイサービスセンター 招福の里	萩原町一丁目6-32	62-8852

施設の連絡先一覧

	施設・事業所名	所在地	電話
就労継続支援A型事業所	ワーキングオフィス きらり八代	長田町2824-1	35-0007
	メイクアップ	新地町855-5	45-5320
	就労支援事業所 ステップ1	上野町3889-6	32-0028
	障害者就労支援センター テイクオフ	大村町3906-1	34-8608
	イエローリーフ	長田町3477-9	62-8666
	障がい者福祉サービス ながしょう	沖町3881-2	45-9889
	らぷらんどカフェ八代	豊原上町3228	050-3578-1395
	とらいふ	郡築九番町67-2	43-9122
	スキップ	鏡町内田239	52-5112
	プラスクレア	鏡町北新地868-2	53-8008
	カドル	氷川町宮原376-5	62-3550
	多機能型まるはち	古閑中町1396-1	080-8373-5966
就労継続支援B型事業所	西小路プロダクツ	西松江城町6-5	62-8206
	就労・生活支援センター らぽーる八代	萩原町二丁目7-2	45-9333
	障害者就労支援センター テイクオフ	大村町3906-1	34-8608
	まんさく園	永碇町961-1	31-7440
	障がい者福祉サービス ながしょう	沖町3881-2	45-9889
	社会就労センター ワークショップ八代	沖町六番割3843-1	33-8007
	あじさいぷらす	田中町573-8	65-5501
	就労支援事業所 ステップ1	上野町3889-6	32-0028
	八代市立希望の里たいよう	高下西町1704	34-1877
	らぷらんどカフェ八代	豊原上町3228	050-3578-1395
	わいわい虹の村	渡町1793	62-8015
	八代農林	郡築八番町75-4	46-5770
	集いの家	郡築一番町275-1	37-1460
	みのり	妙見町2377-3	30-0701
	就労継続支援B型事業所なぎさの風 八代麦島事業所	麦島東町10-17	35-2378
	まちなか生活研究所	本町二丁目3-38	45-5118
	多機能型まるはち	古閑中町1396-1	080-8373-5966
就労移行支援事業所	就労・生活支援センター らぽーる八代	萩原町二丁目7-2	45-9333
	八代市立希望の里たいよう	高下西町1704	34-1877

施設の連絡先一覧

就労定着支援事業所	施設・事業所名	所在地	電話
	就労・生活支援センター らぽーる八代	萩原町二丁目7−2	45−9333

自立訓練（生活訓練事業所）			
	就労・生活支援センター らぽーる八代	萩原町二丁目7−2	45−9333
	あじさいぷらす	田中町573−8	65−5501
	まちなか生活研究所	本町二丁目3-38	45-5118

共同生活援助事業所（グループホーム）			
	グループホーム 荒神町	本町四丁目3−18	31−6088
	グループホームメイクアップ	新開町3−282	45−5320
	らいふサポート八代	築添町1752−1	37−8870
	グループホーム 愛さんさん	大村町299−1	43-3308
	グループホームあじさい館	大村町887	32−2675
	グループホームアスカ	迎町二丁目5-1	35−5739
	グループホームアスカ2号館	古城町2354-1	35−5739
	グループホーム おおぞら荘A・B	本野町991-1	34−1877
	第二泰山荘	千反町二丁目13-18-1	33−4205
	絆3	高小原町1909−1	80−4311
	絆4	高小原町1909−2	80−4311
	グループホーム すいれん	永碇町955−5	31−7440
	グループホーム 一歩	古閑中町945 Rosa古閑中町I	80-3342
	絆、絆2	古閑中町1101−3	80−4311
	サンマッシュ館	上野町3889−1	31-6886
	グループホーム あかり	高下西町1760	35-1160
	グループホームながしょう 一、五、号館	平山新町4514−3	45−9889
	グループホームながしょう 二、六号館	豊原下町4370-2	45−9889
	グループホームながしょう 三号館	豊原中町2347-1	45−9889
	グループホーム水田	郡築一番町233−3	46−5770
	ほのぼの荘	郡築一番町203−15	37−0112
	ほのぼのハイツ	郡築一番町203−15	37−0112
	グループホーム 二見の里	二見本町986−9	38−9181
	わおん八代	海士江町2327-3	62-8076
	グループホームにちか	千丁町古閑出2112-4	080-8385-4703
	たんぽぽ荘、なずな荘、ひまわり荘	氷川町宮原1116	62−4081
	グループホームのぞみ	氷川町鹿島945	52−1505
	ソーシャルインクルーホーム八代日置町	日置町99-1	32-1021

施設の連絡先一覧

障害児通所支援事業所・タイムケア事業所

事業所名	所在地	電話	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	タイムケア
児童発達支援センター のぞみ	西松江城町2−17	35−4766	○	○	○	
西小路プロダクツ	西松江城町6−5	62−8206	○	○		
おおきな木	本町三丁目3−13	37−8600		○		
2ndさくら	大村町570−1	35−2222	○	○		○
児童発達支援事業所 わっご	植柳上町683−17	35−1201	○		○	
パステールハ代	千反町一丁目10−28	43−0358	○	○		○
しらぬい児童デイサービス	高小原町1507-1	090−6299−2506	○	○		
発達支援事業所 しらぬい	高小原町1476	090−3666−2506		○	○	○
放課後デイサービス しらぬい	高小原町1476−2	070−4749−6818		○		
放課後デイサービス みらい	高小原町1476−2	090-3665-2506		○		
児童発達支援事業所 ぷくぷく	田中西町16−2	30−7070	○	○		
児童発達支援事業所 第一ぷくぷく	田中東町7−4	34−6060	○	○	○	○
児童発達支援事業所 第二ぷくぷく	古閑中町2366−1	32−8080	○	○		○
児童発達支援事業所 さくら	高下西町1760	35−7011		○	○	○
ゆいまーる	(ふくしステーション千の穂内)	35−1187	○	○		○
ほのか	高下西町1760	33−8090	○	○		○
こころ事業所	豊原下町3325−1	30−0556		○	○	
ＮＰＯ法人 とら太の会	妙見町2377−3	30−0701				○
ももの樹	日奈久竹ノ内町3049	43−6600	○	○		
ドリーム華琉	鏡町貝洲288−2	37−8000	○	○		○
ドリーム翼	鏡町貝洲290	37−8260		○		
キッズ さきたま	鏡町野崎217-1	37−8373	○	○		○
自立サポートセンターつぼみ	竹原町1569-8	33-6906	○	○		
氷川学園児童デイサービス事業所 風楽	氷川町宮原1167−2	62−4081	○	○		

熊本県の「ヘルプカード」

ヘルプカードとは？

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

どこでもらえるの？

八代市内では、八代市役所障がい者支援課及び県南広域本部福祉課で無料配布しています。また、印刷用データをダウンロードし、印刷して自分で作ることもできます。

どうやって使うの？

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってバッグなどにつけるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携行してください。また、カードの裏面には御自身の症状や支援して欲しいことなどを自由に書き込むことができます。

何を書いていいかわからない場合は、記入例や市販のラベルシートに印刷して使えるサンプルデータが熊本県のホームページに掲載されています。

熊本県　ヘルプカード　で検索

問合せ先

相談内容	官公署名	所在地	電話番号
障がい福祉サービス	八代市障がい者支援課 認定給付係	松江城町1-25	（35）0294
障がい者手帳・自立支援医療・障がい者手当等	八代市障がい者支援課 生活支援係	松江城町1-25	（33）5110
障がい者虐待	八代市障がい者虐待防止センター	松江城町1-25	（35）0294
児童福祉	八代市こども未来課	松江城町1-25	（33）8721
児童福祉・児童虐待・療育手帳の判定	熊本県八代児童相談所	西片町1660	（33）3247 ※時間外（32）4426
児への関わり方・発達等	児童発達支援センター のぞみ	西松江城町2-17	080-1782-3664
健康相談（主に成人の方）	八代市保健センター	高下西町1726-5	（32）7200
健康相談（主にお子さん）	八代市健康推進課	松江城町1-25	（33）5116
健康相談（どなたでも）	八代市鏡保健センター	鏡町内田453-1	（52）5277
難病	熊本県八代保健所	西片町1660	（33）3229
手帳の判定・補装具の判定	熊本県福祉総合相談所	熊本市東区長嶺南2-3-3	096（381）4411
就学	八代市教育委員会学校教育課	松江城町1-25	（33）6133
	八代市立八代支援学校	高島町1-6	（32）3251
国民年金	八代市国保ねんきん課	松江城町1-25	（33）4105
厚生年金	八代年金事務所	萩原町二丁目11-41	（35）6123
住民税	八代市市民税課	松江城町1-25	（33）4107
所得税	八代税務署	花園町16-2	（32）3141
求職	ハローワーク八代	清水町1-34	（31）8609
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター結	萩原町二丁目7-2	（35）3313
介護保険	八代市介護保険課	松江城町1-25	（32）1175
高齢者支援	八代市高齢者支援課	松江城町1-25	（33）4436
生活保護	八代市生活援護課	松江城町1-25	（33）8722
地域福祉	八代市健康福祉政策課	松江城町1-25	（33）4003
権利擁護・民生委員	八代市社会福祉協議会	本町一丁目9-14	（62）8228

八代市障がい福祉ガイドブック

発行　令和6年3月　八代市

編集　八代市　障がい者支援課

〒866-8601　八代市松江城町1-25

TEL　0965-35-0294／0965-33-5110　FAX　0965-33-8983

メール　syofuku@city.yatsushiro.lg.jp

このガイドブックは、寄付金のもと作成されています。寄付者　鷺田　政　様、鷺田　眞利子　様